市町村からの申請等に対する許認可等の基準・標準処理期間

(平成12年4月12日構造改革推進室決定)

法 令 名	地方自治法	根拠条項	第291条の10第1項
許認可等の 内容	広域連合解散に係る許可		
法令の定め	広域連合を解散しようとす 第284条第2項の例により なければならない。		地方公共団体の協議により、本都道府県知事の許可を受け
許認可等の基準		4務処理の効率化	法に行われていること。 2等の見地から、広域連合の
	総期間 20 ほ	日 (注:休日に	は含まない)
	経由機関 ほ	20240411]
標準処理期間	協議機関		」 &合振興局及び振興局地域
			生部地域政策課]
所 管 部 課	総合政策部地域行政局市町村	課(行政係)	(内線 23-528)
備考	・2以上の総合振興局及び振興局の所管区域にわたるものについては、総期間24日、経由機関4日(地域創生部地域政策課)、処分期間20日(総合政策部地域行政局市町村課)		